

# 「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。   :「全国統一指標」対象取組項目   :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	<b>① 予定価格の適正な設定</b> 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	<b>① ICTを活用した生産性向上【新】</b> BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	<b>② 歩切りの根絶</b> 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	<b>② 入札契約方式の選択・活用</b> 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	<b>③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</b> 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	<b>③ 総合評価落札方式の改善【新】</b> 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工事	<b>④ 施工時期の平準化【新】</b> 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見通し	<b>④ 見積りの活用</b> 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	<b>⑤ 適正な工期設定【新】</b> 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	<b>⑤ 余裕期間制度の活用</b> 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	※ 週休2日の取り組み: 「全国統一指標」「地域独自指標」対象	<b>⑥ 工事中の施工状況の確認【新】</b> 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
その他	<b>⑥ 適切な設計変更</b> 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	<b>⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化</b> 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
	<b>⑦ 発注者間の連携体制の構築</b> 地域発注者協議会、市町村支援	<b>⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価</b> 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

# 「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 □ :「全国统一指標」対象取組項目 □ :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	<p><b>① 予定価格の適正な設定</b> 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算</p>	<p><b>① ICTを活用した生産性向上</b> BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進</p>
	<p><b>② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</b> 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表</p>	<p><b>② 入札契約方式の選択・活用</b> 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)</p> <p><b>③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用</b> 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮</p>
履行	<p><b>③ 履行期間の平準化</b> 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等</p>	<p><b>④ 履行状況の確認</b> ウイークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用</p>
	<p><b>④ 適正な履行期間の設定</b> 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮</p>	<p><b>⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化</b> 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備</p>
	<p><b>⑤ 適切な設計変更</b> 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用</p>	
その他	<p><b>⑥ 発注者間の連携体制の構築</b> 地域発注者協議会、市町村支援</p>	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。